

宝塚市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宝塚市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるものほか、宝塚市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）の広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告掲載を依頼する者（以下「廣告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の基本原則)

第3条 市ホームページに掲載する広告及び当該広告がリンクしているページの内容については、宝塚市（以下「市」という。）の広報媒体の品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとする。

(要綱第3条各号に定める事項の具体的基準)

第4条 市ホームページに掲載できない広告は、当該広告又は当該広告がリンクしているページの内容が要綱第3条各号に定める事項に該当するものとし、その具体的基準は、次のとおりとする。

(1) 法令等に違反するおそれのあるもの

- ア 不当景品類及び不当表示防止法の表示規制に抵触するおそれのある広告
- イ 医療法、薬事法、医薬品医療機器等法等の広告制限に抵触するおそれのある広告
- ウ 健康増進法の誇大表示に抵触するおそれのある広告
- エ 特定商取引に関する法律の広告規制に抵触するおそれのある広告
- オ 独占禁止法に違反する建築条件付き宅地の広告
- カ 著作権法に違反する広告
- キ その他法令等に抵触するおそれのある広告

(2) 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの

- ア 宝塚市入札等参加指名停止基準に基づく指名停止を受けている事業者の広告

- イ 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用する広告
- ウ 暴力的行為を助長する表現又は著しく性的感情を刺激する表現である広告
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業及び兵庫県青少年愛護条例で規制される営業行為等の広告
- オ 市外への転出を促すおそれのある分譲住宅等の物件の広告
- カ 探偵事務所、興信所等の調査会社に関する広告
- キ 貸金業法第2条に規定する貸金業の広告
- ク 債権取立て、回収等の広告
- ケ 文部科学省又は都道府県の認可を受けていない学校（国などの公的機関の助成制度などの適用を受けている団体を除く。）の広告
- コ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
- サ 人権侵害、差別等を助長する広告
- シ プライバシーを侵害するおそれのある広告
- ス 名誉毀損又は信用毀損をするおそれのある広告
- セ 政治性のある広告又は選挙に関係する広告
- ソ 宗教性のある広告又は迷信、非科学的なものに関する広告

（3）消費者保護の観点から適切でないもの

- ア 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識されるような投資信託等の経済行為に関する広告
- イ 投機、射幸心をあおったり、内容が虚偽誇大など、過度な宣伝により市民の的確な判断を誤らせる広告
- ウ 靈感商法など不良商法と認めるものの広告

（4）その他に適切でないもの

- ア 皇室関係の写真、紋章を使用した広告
- イ アマチュアスポーツの選手又は団体の役員の氏名、写真又は推薦文等を使用した広告
- ウ 氏名、肖像など本人に無断で使用した広告又は明らかに模倣若しくは盗作などとみなされる表現の広告

- エ 個人・団体の意見広告と名刺広告
- オ 国土地理院の地図を無断で使用した広告
- カ 業務妨害のおそれのある広告
- キ 市ホームページの一部であると混同するおそれのある広告
- ク 本市が推奨、保証、指定等をしているような誤解を招く表現の広告
- ケ 営業開始から1年以内の企業（宝塚市関連施設、公共団体の産業用地等への進出企業、申込み時に東京証券取引所の一部又は二部上場で、市が求める審査書類を提出でき、特に問題がないと認める企業は除く。）の広告

2 前項各号に定めのない広告は、要綱第7条に定める宝塚市広告審査会が広告掲載の可否について審査する。

（広告掲載枠の提供価格）

第5条 市は、市と広告掲載に関する契約を締結した者（以下「広告取扱業者」という。）に広告を掲載する枠を適正な価格で提供するものとする。

（広告の規格及び掲載位置）

第6条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) バナー画像のサイズ、ファイル容量及び形式等は、次のとおりとする。
 - ア サイズ 横140ピクセル、縦50ピクセル
 - イ ファイル容量 8KB以下
 - ウ 形式 G I F、J P E G、P N G
 - エ 性質 静止画像（JIS X8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－ 第3部：ウェブコンテンツ」に準拠したものであって文字及び背景色を容易に識別することができ、かつ、文字、絵、図柄等の解像度が高く鮮明であるもの）
 - オ 画像のA L T属性 「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角問わず30文字以内
- (2) 広告を掲載する位置及び枠数は、次のとおりとする。
- ア トップページ下部バナー 最大24枠
 - イ トップページ下部フローティングバナー 最大6枠
- ※ 分野別階層ページ下部（パソコン（P C）、スマートフォンのP Cページのみ）にもトップページ下部バナーと同じバナーを表示させる。

ウ　トップページ下部フローティングバナーは通常はトップページ下部バナーの中に存在するが、利用者がトップページを閲覧する際、画面スクロールの上下動に追随して画面下部に表示される。ただし、利用者が×ボタンでフローティング表示を消すことができる仕様とする。

(3) バナーで使用する文字色は、背景色に対して4.5:1以上のコントラスト比を保持すること。また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮すること。

(4) 文字やイラスト等の解像度については、適切な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。

(5) 「閉じる」、「キャンセル」等の表現やラジオボタンなど、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えるおそれがないようにすること。

(6) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど、実際には機能しないものを使用しないこと。

(広告取扱業者の選定)

第7条 広告取扱業者は、宝塚市契約規則に基づき選定する。

(広告主の募集)

第8条 広告主の募集は、広告取扱業者が行う。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告主は、広告取扱業者に広告の掲載を申し込むものとする。

(掲載期間)

第10条 広告を掲載する期間は、原則1月を単位とし、継続して最大12月とする。

2 掲載開始日は原則として当該広告を掲載する月の初日とし、掲載終了日は原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

(掲載決定等)

第11条 広告取扱業者は、第9条の規定により申込みがあった場合は、第4条に規定する基準に基づいて、速やかに審査し、掲載できると認めるときは、掲載開始予定日から起算して20日前までに、広告案を示して、市に承諾を求めなければならない。

2 広告取扱業者は、前項の承諾を求める際、次に掲げる事項を広告主ごとに記載した一覧表を市に提出しなければならない。

(1) 広告主の名称、住所、電話番号、代表者氏名

(2) バナー広告のリンク先のアドレス

(3) 掲載期間

(4) バナー広告に関する画像のALT属性などの概説

(5) 広告の掲載位置

3 市は、広告取扱業者から前項の規定により承諾を求められた場合は、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

4 広告主並びに広告内容の優先順位は、次の順位によるものとする。

(1) 第1順位 国、政府関係機関、地方公共団体、公社、公団、公益法人その他これらに類するものが行う公共性の高い広告

(2) 第2順位 市民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、市内に事業所等を有するものが行う公共性の高い広告

(3) 第3順位 市内において産業並びに観光文化の振興、地域振興及び人材の育成に貢献するもの

(4) 第4順位 前3号に掲げる以外のもの

(広告掲載料)

第12条 広告取扱業者は、前条第3項の規定により広告掲載の決定を受けたときは、市に広告掲載料を支払わなければならない。

(広告内容等の変更)

第13条 市は、すでに掲載されている広告について、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等がこの要領に抵触していると判断したときは、広告取扱業者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告取扱業者の都合で画像の変更やリンク先の変更を行う場合は、1月単位で行うものとする。

3 画像の変更を行う場合は、変更日から起算して15日前までに、市に広告案を示して承諾を求めなければならない。

4 広告取扱業者は、広告主が広告のリンク先を変更し、又は指定したリンク先のホームページを全面リニューアルするときは、変更しようとする日から起算して14日前までに市に届け出るものとする。

5 広告取扱業者は、前項の届出をしようとする場合は、あらかじめ第4条に規定する基準に基づき審査を行うとともに、リンク先変更の可否について市と協議しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第14条 広告取扱業者は、広告原稿を掲載開始日から起算して5日前までに、CD-R等の記録媒体又は電子メールにより、市に提出するものとする。なお、入稿期限後の広告原稿の変更は認めない。

2 審査用広告原稿の提出の遅滞等により入稿期限までに市の審査が終了しない場合、あるいは審査による市の指示を反映した修正原稿の提出が入稿期限に間に合わない場合は、当該原稿の入稿を認めない。

3 広告原稿の作成に関する経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第15条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告取扱業者への催告その他何らかの手続を要することなく広告の掲載を行わない、又は取りやめすることができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿（データ）の提出がないとき。

(3) 第13条の規定による広告内容の修正を広告主が行わないとき。

(4) リンク先ホームページにWeb 感染型ウィルスによる感染が認められたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市が判断したとき。

2 市は、前項の規定により広告掲載を行わなかったとき、又は取り消したときは、広告掲載料の減額は行わないものとする。

3 市は、第1項の規定により広告掲載を行わなかったとき、又は取り消したとき、広告主に対して一切の補償を行わないものとする。

(広告掲載料の減額)

第16条 市は、広告取扱業者の責めに帰さない理由により広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、その日数に応じて広告取扱業者との契約に基づき、日割計算により算出した金額を広告掲載料から減額する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が48時間未満の場合は、広告掲載料の減額は行わないものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、市は、次に掲げる理由により市ホームページの運営を一時停止した場合は、広告掲載料の減額は行わないものとする。ただし、一時停止の期間が72時間を超える場合は、前項本文の規定に準じて広告掲載料を減額する。

(1) 機器を保守し、又は工事を行う必要があること。

(2) 天災事変その他の非常事態が発生したこと。

(広告主の責務等)

第17条 広告主は、掲載した広告及び指定したリンク先のホームページに一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 第三者から広告に関連して被害を被ったという請求がなされたときは、広告取扱業者は、広告主の責任及び負担において解決させることとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宝塚市ホームページ広告掲載要領の規定は、平成30年度分の広告について適用し、平成29年度分までの広告については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宝塚市ホームページ広告掲載要領の規定は、令和5年度分の広告について適用し、令和4年度分までの広告については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宝塚市ホームページ広告掲載要領の規定は、令和6年度分の広告について適用し、令和5年度分までの広告については、なお従前の例による。